

## 【表面/3ページ目】

※ 特別徴収税額通知書又は特別徴収税額変更通知書に記載された事項について不服がある場合は、当該通知書を受け取った日の翌日から起算して3か月以内に茨木市長に対して審査請求をすることができます。この特別徴収税額の決定又は変更処分の取り消しを求める訴えは、前記の審査請求に係る裁決の送達を受けた日の翌日から起算して6か月以内に茨木市を被告として（茨木市長が被告の代表者となります。）提起することができます。

なお、処分の取り消しの訴えは、前記の審査請求に対する裁決を経た後でなければ提起することができないこととされていますが、①審査請求があった日の翌日から起算して3か月を経過しても裁決がないとき、②処分、処分の執行又は手続きの続行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき、③その他の裁決を経ないことにつき正当な理由があるときは、裁決を経ないでも処分の取り消しの訴えを提起することができます。

## 納税者に異動（転勤・退職等）があった場合の届出について

特別徴収義務者は、特別徴収税額の通知を受けた納税者のうち、転勤・退職・死亡・休職・長欠・その他の理由により特別徴収義務がなくなった場合、「特別徴収に係る給与所得者異動届出書」（以下「異動届出書」といいます。）に必要事項（6ページ「異動届出書の記載のしかた」を参照してください。）を記載し、給与の支払を受けなくなった日の属する月の翌月10日までに次の点に留意の上、関係市町村に提出してください。なお、納税者の住所のみの異動があった場合の届出は不要です。

※特別徴収に関する各種届出書は、このしおりに添付されている届出書又は茨木市のホームページ（「申請書ダウンロード」）からプリントアウトしたものをご利用ください。

### （1）納税者が転勤（退職後、再就職する場合も含む。）した場合

納税者が転勤により新しい勤務先で特別徴収の継続ができる場合は、必ず新しい勤務先へ税額及び月割額を連絡していただくとともに、異動届出書の「新しい給与支払者（特別徴収義務者）」の欄と「左記特別徴収義務者へは……」の欄も記載してください。

### （2）納税者が退職（休職・長欠・その他の理由も含む。）した場合

納税者が退職により特別徴収できなくなった場合は、異動届出書の「1月1日以降退職時までの給与支払額」の欄と「控除社会保険料額」の欄も必ず記載してください。なお、退職時までの給与支払額が30万円を超える場合は、翌年1月末までに給与支払報告書を提出してください。また、30万円以下の場合もなるべく提出をお願いします。

なお、未徴収税額（退職等により特別徴収できなかった税額）を一括徴収できない場合は、普通徴収により直接納税者に通知します。

## 【裏面/4ページ目】

## 一括徴収制度について

一括徴収制度とは、特別徴収税額のある給与所得者が退職等によって給与の支払いを受けないこととなった場合で、次に該当するとき、特別徴収税額のうち残税額について、給与や退職金が支払われる際に一度にその残税額を徴収し、納入していただく制度です。

この制度は、退職等によって給与の支払いを受けないこととなった給与所得者の納付の便宜を図るために設けられたものです。できるだけ一括徴収のご利用をおすすめします。また、下記の（2）の場合は、納税者の申出に基づくことなく必ず一括徴収してください。（地方税法第321条の5第2項）

- （1）退職等により特別徴収できなくなった事由が、6月1日から12月31日までの間に発生し、納税者から一括徴収されたい旨の申出があり、翌年5月31日までの間にその納税者に支払われる給与又は退職手当等の額が残税額を超える場合
- （2）退職等により特別徴収できなくなった事由が、翌年の1月1日から4月30日までの間に発生し、その年の5月31日までの間にその納税者に支払われる給与又は退職手当等の額が残税額を超える場合

### 《手続》

特別徴収義務者は、通常の退職等と同様に「異動届出書」を作成し、給与の支払いを受けなくなった日の属する月の翌月10日までに必ず関係市町村へ提出してください。

なお、この場合異動届出書の「**②一括徴収の場合**」の欄にも必ず必要事項を記入してください。

### ◎納入方法

特別徴収義務者は、未徴収税額を異動届出書の「徴収予定額」の欄に記載した額に基づいて、給与又は退職手当等から特別徴収し、徴収した月の翌月10日までに他の納税者に係る特別徴収税額と併せて納入書により納入してください。

なお、この納税額は納入書の「給与分（一括徴収分を含む）」の欄に記入することになりますのでご注意ください。